

令和6年度ガス事業法第172条第1項に基づく立入検査の結果について

関東東北産業保安監督部
保 和 安
令 和 7 年 5 月

令和6年度関東東北産業保安監督部において実施したガス事業法第172条第1項に基づく立入検査の結果は、以下のとおり。

【第1四半期】

事業者区分	立入検査結果
ガス小売事業者／一般ガス導管事業者	指導事項なし。
ガス小売事業者(特定ガス発生設備)	指導事項なし。
ガス小売事業者／一般ガス導管事業者	・保安規程及び保安業務規程で定める保安教育について、年間計画が定められていない ・保安規程及び保安業務規程で定める保安教育について、一部行われていない ・周知に関して記録がとられていない ・消費機器調査に関して、保安業務規程で定めた様式を使用していない
ガス小売事業者／一般ガス導管事業者	指導事項なし。

【第2四半期】

事業者区分	立入検査結果
ガス小売事業者(特定ガス発生設備)	・保安規程及び保安業務規程で定められている保安管理組織が実態と異なっている ・保安規程及び保安業務規程で定める保安教育について、一部行われていない ・保安教育の一部の記録が保存されていない
ガス小売事業者(特定ガス発生設備)	・保安規程及び保安業務規程で定める保安教育について、一部行われていない
ガス小売事業者／一般ガス導管事業者	指導事項なし。
ガス小売事業者(特定ガス発生設備)	指導事項なし。
ガス小売事業者／一般ガス導管事業者	指導事項なし。
ガス小売事業者(特定ガス発生設備)	・消費機器調査に関して、保安業務規程で定めた様式を使用していない
ガス小売事業者／一般ガス導管事業者	指導事項なし。
特定ガス導管事業者	指導事項なし。

【第3四半期】

事業者区分	立入検査結果
ガス小売事業者／一般ガス導管事業者	指導事項なし。
ガス小売事業者(特定ガス発生設備)	指導事項なし。
ガス小売事業者／一般ガス導管事業者	・実際の業務分担が保安管理組織に反映されていない。
ガス小売事業者／一般ガス導管事業者	指導事項なし。
ガス小売事業者(特定ガス発生設備)	・周知業務について、周知を行った日にちの記録がとられていない

	・消費機器調査について、保安業務規程に定める様式がない ・災害防止のための体制の確立において、資機材（ガス漏れ検知器の校正が行われていない）の整備がはかられていない ・導管の漏えい検査について、一部の記録が保存されていない
ガス小売事業者(特定ガス発生設備)	指導事項なし。
ガス小売事業者(特定ガス発生設備)	指導事項なし。
ガス小売事業者(特定ガス発生設備)	指導事項なし。

【第4四半期】

事業者区分	立入検査結果
ガス小売事業者(特定ガス発生設備)	指摘事項なし
ガス小売事業者(特定ガス発生設備)	指摘事項なし
ガス小売事業者/一般ガス導管事業者	指摘事項なし
ガス小売事業者/一般ガス導管事業者	指摘事項なし